

# 青森県報

第二千九百八十八号

平成二十年  
九月二十二日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 家畜商講習会の開催……………(畜産課)…一
- 区域内特定養殖業者の特定養殖共済加入義務の発生……………(水産振興課)…一

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(経営支援課)…二

## 告 示

青森県告示第六百四十二号

家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第三条第二項第一号の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令(昭和二十八年政令第二百五十二号)第一条の二第一項の規定により公示する。

平成二十年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

### 一 開催日時

平成二十年十月三十日午前九時から同月三十一日午後五時まで

### 二 開催場所

青森県庁北棟五階A会議室 青森市新町二丁目三の一

### 三 講習科目及び時間数

講習科目及び時間数は、次のとおりとする。ただし、獣医師の免許を受けている者にあつては2及び3について、家畜人工授精師の免許を受けている者にあつては2について受講することを要しない。

1 家畜の取引に関する法令 四時間

2 家畜の品種及び特徴 四時間

3 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間

四 受講希望者は、受講願書に次に掲げる書類を添えて、平成二十年十月十日までに管轄の地域県民局地域農林水産部の畜産担当課に提出すること。

1 三千四百円(獣医師の免許を受けている者にあつては千八百円、家畜人工授精師の免許を受けている者にあつては二千七百六十円)分の青森県収入証紙

2 写真(願書提出前六か月以内に撮影したもので、大きさは、縦四センチメートル、横三センチメートルとする。)

3 住民票の写し(願書提出前三か月以内に交付を受けたもの)

4 獣医師又は家畜人工授精師の免許を受けている者にあつては、当該免許に係る免許証の写し

5 その他

1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課、各地域県民局地域農林水産部及び市町村役場に備え付けてあるので請求すること。

2 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。

3 受講者は、最寄りの公共交通機関を利用すること。

4 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課又は各地域県民局地域農林水産部に問い合わせること。

青森県告示第六百四十三号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第二百二十五条の六第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る区域内特定養殖業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第三項において準用する同法第二百五条の二第二項の規定により公示する。

平成二十年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

東津軽郡外ヶ浜町字蟹田四の三	飯田健一郎	外ヶ浜第五加入区
東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師宮本五八の三	小川光幸	
東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜二の二	津嶋正夫	外ヶ浜第六加入区
東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜四七	若山寿久	
東津軽郡外ヶ浜町字蟹田塩越一三六	赤平泰昭	外ヶ浜第七加入区
東津軽郡外ヶ浜町字蟹田塩越二九三の二	五十嵐忠彦	
むつ市川内町田野沢一六九の二	坂井勝儀	川内町加入区
むつ市川内町榎川稲沢八の二	橋本力太郎	
むつ市大字奥内字浜道四二の一	伊藤傳	むつ市第一加入区
むつ市大字奥内字浜奥内二二	西村邦男	
むつ市大平町三三の九	大室石夫	むつ市第二加入区
むつ市大湊上町三九の二二	畑中道安	
上北郡野辺地町字米内沢五四の三	吉田国彦	野辺地町加入区
上北郡野辺地町字家ノ上一二八の六	横濱勝則	
東津軽郡平内町大字土屋字淀川一四の五	田村義夫	平内町第一加入区
東津軽郡平内町大字土屋字淀川二一の八	逢坂勇吉	
東津軽郡平内町大字茂浦字茂浦五の五	蛸崎武雄	平内町第二加入区
東津軽郡平内町大字茂浦字茂浦二六		

東津軽郡平内町大字茂浦字浦田一の七	逢坂喜八	平内町第三加入区
東津軽郡平内町大字茂浦字浦田一五	後藤福三	
東津軽郡平内町大字東田沢字小館二一の二	蝦名年實	平内町第四加入区
東津軽郡平内町大字東田沢字小館二一の二	畑井勇	
東津軽郡平内町大字東滝字滝一の二	遠嶋勝広	平内町第五加入区
東津軽郡平内町大字福館字雷電林一の二	三津谷光弘	
青森市大字後潟字大原一五	工藤利行	後潟加入区
青森市大字後潟字平野一の九	神山義照	

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	変 更 後	変更年月日
マルエス 弘大前店	Ｕマート 弘大前店	平成

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

弘前市大字富田三丁目七の八外	弘前市大字富田三丁目七の八外	二〇・八・三
----------------	----------------	--------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
弘前銘醸株式会社 弘前市大字富田三丁目七の一 代表取締役 加藤順治	弘前銘醸株式会社 弘前市大字富田三丁目七の一 代表取締役 加藤宏幸	平成 一九・三・一

変 更 前	変 更 後	変更年月日
株式会社マルエス主婦の店 弘前市大字和泉一丁目七の一 代表取締役 鈴木孝彦	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の 代表取締役 三浦紘一	平成 二〇・八・三
弘前銘醸株式会社 弘前市大字富田三丁目七の一 代表取締役 加藤順治	弘前銘醸株式会社 弘前市大字富田三丁目七の一 代表取締役 加藤宏幸	一九・三・一

四 届出年月日

平成二十年八月三十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成二十年九月二十二日から平成二十一年一月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

六 意見書の提出

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十一年一月二十二日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭